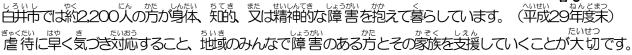
しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう し 「障害者虐待防止法」を知っていますか?

しょうがいしゃ ぎゃくだい ぜんこく あと た 障害者への虐待は全国で後を絶ちません。障害者が安心して暮らせるように へいせい ねか がっ 平成24年10月からこの法律がスタートしました。



○障害者虐待とは

ゕてい しせつ しょくば しょうがい かた いか 家庭、施設、職場などで障害のある方に以下のようなことをすることです。

家庭で…家族などから



たせっ 施設で・・職員などから



^{しょくば} 聞場で・・社長などから



- ・ 平手打ち
- つねる
- 飲まなくてもいい薬を 飲ませる など



- 必要なく裸にする
- キスをする
- いやらしい言葉を言う
- いやらしい熱像を見せるなど



- 怒鳴る
- 悪口を言う
- 仲間に入れない など



- お腹がすいても食事を 与えない
- 汚い部屋で生活をさせる
- 入浴をさせない など



- ・年金や働いて得たお金を 渡さない
- * 勝手に障害がある人の お金を使う など



このようなことをされた文は見た場合は・・・

〇虐待を受けた対は虐待を受けているところを見た場合は どこに連絡・相談したらいいの?

しるい ししょうがいしゃぎゃくたいぼうし 白井市障害者虐待防止センター

でんわばんごう 電話番号:492-1111 (内線 5336 障害福祉課)

FAX番号:492-3033

※ 職場での虐待は、県に直接相談することができます

千葉県権利擁護センター

電話: 043-223-1020 FAX: 043-222-4133

の虐待について連絡・相談するのはいいけど色々心配です。

・障害のある芳が虐待を受けていることを運絡したら自分が運絡したこと がわかってしまわないか心配です・・・



神んらく そうだん ひと なまえ じゅうしょ ひょうほう ひみっ まも 連絡や相談をした人の名前や住所などの情報(秘密)は守ります。

・会社で虐待を受けていることについて運絡・相談したら、自分が会社を 辞めさせられたりしないか心配です・・・



連絡や相談をしてきたことで会社を辞めさせたりすることは 禁止されていますので心配はいりません。



ぎゃくたい ・・・・・・ じかく と と 虐 待をしているという自覚は問いません

しつけや指導の名のもとに不適切な行為が続き虐待につながる事があります。

自分のされていることが虐待であると認識できなかった り、訴えることができなかったりする場合があります。

